若狭町パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関する基本的な事項を定めることにより、町民の意見及び要望を積極的に町政に反映させることを図るとともに、町の町民への説明責任を果たし、もって透明で開かれた町政を目指すことを目的とする。

町民に分かりやすく透明性の高い行政を推進し、町民主体のまちづくりを推進していくためには、町が施策を決定する過程において、公正を確保し透明性を高め、町民との情報の共有化を図り、町民の意見を的確に反映していく仕組みを作る必要があります。

この制度は、町民と行政との協働によるまちづくりの推進の一環として実施するもので、その有効な手段としてパブリックコメント手続を制度化するものです。この制度は、政策等の内容をより良いものとするために、町民から意見等を募集し、町が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。

(定義)

- 第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、町の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)の提出を受け、その提出された意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この告示において「実施機関」とは、町長及び教育委員会をいう。
- 3 この告示において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
 - (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 町内に存する学校に在学する者
 - (5) 本町に対し納税義務を有するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る政策等に利害を 有する者

実施する機関は、町長及び教育委員会とし、議決機関である議会は除外します。 また、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に ついては、想定される案件がほとんどないと考えられることから、除外します。

意見を提出できる「町民」とは、幅広く有益な意見等を求め、より優れた政策等の決定を行う制度の趣旨から、広義の町民等(在住、在勤、在学、在事務所、納税義務者、利害関係を有する個人、法人及び団体)をいいます。

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な政策等(以下「政策等」 という。)の策定は、次に掲げるものとする。
 - (1) 町の基本構想又は個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 町政に関する基本的な制度を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に 係る案の策定
 - (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の 賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定 又は改廃に係る案の策定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、 パブリックコメント手続を実施しないことができる。
 - (1) 緊急を要するもの又は軽微なものであると認められる場合
 - (2) 政策等の策定に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められている場合
 - (3) 政策等の策定に関して実施機関の裁量の余地がないものその他政策等の性質 上パブリックコメント手続に適さない場合
 - (4) 審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき政策等を決定する場合

この条をはじめこの告示に規定する「実施機関」の事務は、その政策等の所 管課が行います。

「町の基本構想又は個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、総合計画など町全域を対象として将来の町の施策の基本方

針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、マスタープラン等その名称を問いません。

「町政に関する基本的な制度を定めることを内容とする条例」とは、町政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいい、「町民等に義務を課し、 又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く町民に適用される規制 を定める地方自治法第14条第2項に基づく条例をいいます。

また、「(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)」については、町民に義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリックコメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外します。地方自治法第74条第1項の規定においても、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについて、条例の制定及び改廃の対象外となっています。

「緊急を要するもの」とは、本手続にかかる所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経るいとまがない場合をいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものや上位法令等の規定により裁量の余地なく一定の基準に基づき実施するものをいいます。

「意見聴取の手続等が法令等により定められている場合」とは、法令等に公 聴会の実施又は計画等の案等の縦覧、意見提出手続が定められている場合を言 います。

「裁量の余地のないもの」とは、内容が法令等に詳細に規定され、ほとんど 裁量の余地のない場合をいい、除外の対象とします。

附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合には、同様の手続を繰り返すことは効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、改めてこの制度を適用することはしないこととします。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施することとなる政策等の策定 をしようとするときは、当該政策等の策定の最終的な意思決定を行う前に、相当 の期間を設けて政策等の素案を公表するものとする。 2 実施機関は、前項の規定により政策等の素案を公表するときは、作成した趣旨、 目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するものとする。

公表は、「最終的な意思決定を行う前」に行いますが、条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前のことをいいます。

政策等の素案を公表するにあたっては、町民等がその案件について内容を十分 理解し、適切な意見を提出できるように、町民等にとってのわかりやすさを心が けるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関係情報を 併せて提供します。

「当該計画等の素案を理解するために必要な資料」の例は、次のとおりです。

- ア) 当該計画等の素案の概要
- イ)根拠法令
- ウ)計画等の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要
- エ)対象政策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲
- オ)その他必要な資料

(公表の方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、町広報紙への掲載、報道機関への情報 提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等 必要な事項を併せて明示するものとする。

公表の方法は、町民が一定の場所へ行き、一定のものを見ればこの要綱に定める手続をとっている政策等の案を知りえる体制が望ましいため、最低限、担当課 及び各庁舎での閲覧と町ホームページへの掲載を行うこととします。

上記のほか、町広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとします。

(意見等の提出期間及び提出方法)

- 第6条 実施機関は、政策等の案を公表したときは、当該公表した日から3週間以上の期間を設けて、町民等から意見等の提出を受けなければならない。
- 2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 郵便又は信書便
 - (2) 電子メール
 - (3) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (4) その他実施機関が定める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所、氏名及び連絡先(法人 その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければ ならない。

意見等の提出期間は、原則として3週間以上としますが、町民が意見を提出するために必要な時間を十分確保する必要があり、また、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることから、一応の目安と定めたもので、意見等を提出する政策等の案の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により定めるものとします。

意見の提出方法は、郵便、信書便、電子メール又は持参等とし、政策等の案の公表の際に明示することとします。

町民等が意見を提出する際に住所、氏名及び連絡先の明記を意見等の受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合に適切でない意見や集団票のような偏った意見が出てくるおそれがあるため、意見を提出した者の住所、氏名及び連絡先を明らかにして行うこととし、政策等の案の公表に際しては、その条件を明示することとします。

(意見等の取扱い)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等に係る意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、政策等について提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表するとともに、政策等の案を修正したときは、その修正内容も併せて公表しなければならない。ただし、

若狭町個人情報保護条例(平成18年若狭町条例第20号)第2条第1号に規定する個人情報及び若狭町情報公開条例(平成17年若狭町条例第7号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは、この限りでない。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行いますが、提出された 意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等を十分考慮して、 その上で判断するということがパブリックコメント制度の趣旨です。

パブリックコメント制度は、政策等の素案の賛否を問うものではないので、賛 否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要は ありません。

類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。

実施機関の考え方を公表するときは、案を公表する場合に準じることとしますが、実施機関の考え方を示すにあたっては、町民等にとってわかりやすい表現に努めます。

提出された意見等を公表するときは、若狭町個人情報保護条例を適用しますので、住所、氏名等は公表しないこととなります。個人情報を公表する予定であるときは、案を公表するときに、その旨をあらかじめ明示した場合に限ることとします。

提出された意見等に、個人又は法人その他の団体の権利・利益を害するおそれのある情報や公序良俗に反する意見等、公表することが不適切な情報が含まれていると判断する場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

(実施状況の公表等)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を行っている政策等の一覧を作成し、 町ホームページに掲載するものとする。

政策等の所管課は、この制度に基づく手続を行うときは、提出のあった案件の 一覧表を作成し公表します。

案件の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、政策等の素案等の入手 方法及び問い合わせ先等を記載します。 (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要 な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。